

議員提出議案第 7 号

枚方市議会事務局条例等の一部改正について

次のとおり枚方市議会事務局条例等の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和8年(2026年)3月4日提出

提出者	枚方市議会議員	大	地	正	広
		門	川	紘	幸
		広	瀬	ひとみ	
		野	村	生	代
		大	濱	暢	祐
		妹	尾	正	信
		鍛治谷	知	宏	
		丹	生	真	人

〈提案理由〉

議会事務局の機構改革に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市条例第 号

枚方市議会事務局条例等の一部を改正する条例

(枚方市議会事務局条例の一部改正)

第1条 枚方市議会事務局条例(昭和37年枚方市条例第27号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

枚方市議会局条例

第1条中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加え、「事務局」を「議会に事務局として議会局」に改める。

第2条中「事務局」を「議会局の」に改め、「枚方市職員定数条例」の次に「(平成22年枚方市条例第35号)」を加える。

第3条中「定めある」を「定めのある」に、「事務局」を「議会局」に改める。

(枚方市議会基本条例の一部改正)

第2条 枚方市議会基本条例(平成26年枚方市条例第22号)の一部を次のように改正する。

目次中「議会事務局」を「議会局」に改める。

「第9章 議会事務局等の充実」を「第9章 議会局等の充実」に改める。

第34条の見出しを「(議会局)」に改め、同条第1項中「議会事務局」を「議会局」に改め、同条第2項中「議会事務局」を「議会局の」に改める。

(枚方市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第3条 枚方市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年枚方市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「議会事務局」を「議会局」に改める。

第12条第4項中「議会の事務局の」を削る。

(枚方市議会委員会条例の一部改正)

第4条 枚方市議会委員会条例(昭和34年枚方市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「事務局」を「議会局の」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議員提出議案第 7 号参考資料

枚方市議会事務局条例等の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[枚方市議会事務局条例関係]</p> <p>枚方市<u>議会局</u>条例 (設置)</p> <p>第 1 条 本市議会は地方自治法<u>(昭和22年法律第67号)</u>第138条第 2 項の規定により<u>議会に事務局として議会局</u>を置く。 (職員の定数)</p> <p>第 2 条 <u>議会局</u>の職員の定数は枚方市職員定数条例<u>(平成22年枚方市条例第35号)</u>の定めるところによる。 (その他)</p> <p>第 3 条 法令に<u>定めのある</u>ものを除くほか、<u>議会局</u>について必要な事項は議長が定める。</p>	<p>[枚方市議会事務局条例関係]</p> <p>枚方市<u>議会事務局</u>条例 (設置)</p> <p>第 1 条 本市議会は地方自治法第138条第 2 項の規定により<u>事務局</u>を置く。 (職員の定数)</p> <p>第 2 条 <u>事務局</u>職員の定数は枚方市職員定数条例の定めるところによる。 (その他)</p> <p>第 3 条 法令に<u>定めある</u>ものを除くほか、<u>事務局</u>について必要な事項は議長が定める。</p>
<p>[枚方市議会基本条例関係]</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章～第 8 章 [略]</p> <p>第 9 章 <u>議会局</u>等の充実 (第34条・第35条)</p> <p>第10章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第 9 章 <u>議会局</u>等の充実 (<u>議会局</u>)</p>	<p>[枚方市議会基本条例関係]</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章～第 8 章 [略]</p> <p>第 9 章 <u>議会事務局</u>等の充実 (第34条・第35条)</p> <p>第10章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第 9 章 <u>議会事務局</u>等の充実 (<u>議会事務局</u>)</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第34条 議会は、議員の政策提言機能及び政策立案機能を高めるため、<u>議会局</u>の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。</p> <p>2 <u>議会局</u>の職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心がけ、行動するものとする。</p> <p>[枚方市議会の個人情報の保護に関する条例関係] (定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、<u>議会局</u>の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>5～13 [略] (利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を特定の職員に限るものとする。</p> <p>5 [略]</p>	<p>第34条 議会は、議員の政策提言機能及び政策立案機能を高めるため、<u>議会事務局</u>の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。</p> <p>2 <u>議会事務局</u>職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心がけ、行動するものとする。</p> <p>[枚方市議会の個人情報の保護に関する条例関係] (定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、<u>議会事務局</u>の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>5～13 [略] (利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を<u>議会の事務局</u>の特定の職員に限るものとする。</p> <p>5 [略]</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[枚方市議会委員会条例関係]</p> <p>（記録）</p> <p>第30条 委員長は、<u>議会局</u>の職員をして次の事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 職務のため会議室に出席した<u>議会局</u>の職員の職氏名</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>[枚方市議会委員会条例関係]</p> <p>（記録）</p> <p>第30条 委員長は、<u>事務局</u>職員をして次の事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 職務のため会議室に出席した<u>事務局</u>職員の職氏名</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>2 [略]</p>

議員提出議案第 8 号

枚方市議会会議規則の一部改正について

次のとおり枚方市議会会議規則の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第120条の規定により議会の議決を求めます。

令和 8 年(2026年) 3 月 4 日提出

提出者	枚方市議会議員	大 地 正 広
		門 川 紘 幸
		広 瀬 ひとみ
		野 村 生 代
		大 濱 暢 祐
		妹 尾 正 信
		鍛治谷 知 宏
		丹 生 真 人

〈提案理由〉

議会事務局の機構改革に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市議会規則第 号

枚方市議会会議規則の一部を改正する規則

枚方市議会会議規則（昭和42年枚方市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
第79条第1項第4号中「事務局」を「議会局の」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議員提出議案第 8 号参考資料  
枚方市議会会議規則の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（会議録）</p> <p>第79条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） 職務のため議場に出席した<u>議会局</u>の職員の職氏名</p> <p>（5）～（15） [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（会議録）</p> <p>第79条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） 職務のため議場に出席した<u>事務局</u>職員の職氏名</p> <p>（5）～（15） [略]</p> <p>2 [略]</p>